

第4部 富士山等大規模噴火降灰対応

平成 12 年（2000 年）10 月から 12 月まで及び平成 13 年（2001 年）4 月から 5 月までの間に低周波地震が急増した富士山について、国の火山噴火予知連絡会は、地殻変動は見られないことから、直ちに噴火等の活発な火山活動に結びつくものではないとの見解を示している。しかしながら、仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害及び影響が生じる恐れがあり、都の地域においても降灰の被害が予想されているため、富士山降灰対策について、対策を講じる必要がある。

また、平成 21 年（2009 年）2 月に浅間山が噴火して、都心にも降灰があったが、こうした他の火山の噴火に伴う対応についても本計画を準用する。

第 4 部では、富士山等大規模噴火降灰について、降灰時の応急対策について明らかにするものとする。

第 1 章 富士山の現況等

第 1 節 富士山の概要

- ・富士山は、日本に 111 存在する活火山の一つで、フィリピン海プレート、北米プレート及びユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。
- ・標高は 3,776m で我が国の最高峰であり、山体の体積は約 500 km³ で我が国の陸域で最大の火山である。
- ・富士山山頂火口から都内までの距離は、新宿区の都庁まで約 95 km、荒川区役所まで約 104 km となっている。

第 2 節 富士山の活動史

- ・富士山は今から約 70～20 万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約 1 万年前に現在のよう美しい円錐形火山となったと考えられている。
- ・それ以降も活発な火山活動を行ってきたが、歴史資料で確認できる噴火としては、下表のとおりである。1707 年の宝永噴火を最後に、これまで約 300 年間、富士山は静かな状態が続いている。

（1）歴史資料上の噴火

- ・歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりである。1707 年の宝永噴火を最後に、これまでの約 300 年間、富士山は静かな状態が続いている。

年代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
781 年（天応元年）	山麓に降灰し、木の葉が枯れた。	
800～802 年（延暦 19～21 年）	降灰多量、火山灰や噴石降下、溶岩流の発生。 碎石が足柄路を塞いだので箱根路を開設した。	延暦（エンリョク）噴火
864～866 年（貞観 6～7 年）	溶岩流出（青木ヶ原溶岩） 北西に流れたものは本栖湖に達し、	貞観（ジョウガン）噴火

	また「せのうみ」を精進湖、西湖に二分、北東に流れたものは吉田付近に達し、溶岩により人家埋没、湖の魚被害。 噴火の最盛期は、噴火開始約2か月程度まで。	
937年（承平7年）	火山灰や噴石降下。溶岩流が未知の湖を埋めた。	
999年（長保元年）	噴火	
1033年（長元6年）	火山灰や噴石降下。溶岩流が山麓に達した。	
1083年（永保3年）	爆発的な噴火	
1435年（永享7年）	富士山に炎が見えた。	
1511年（永正8年）	河口湖付近で異様な鳴動が聞こえ、鎌岩が燃えた。	
1707年（宝永4年）	12月16日、大規模噴火（宝永噴火）。火山灰や噴石降下 噴火1～2ヶ月前から山中のみで有感となる地震活動。十数日前から地震活動が活発化、前日には山麓でも有感となる地震増加（最大規模はM5級） 12月16日朝に南東山腹（現在の宝永山）で爆発し、黒煙、噴石、空振、降灰砂、雷。その日のうちに江戸にも多量の降灰。川崎で厚さ5cm。噴火後、洪水等の土砂災害が継続 噴火は月末まで断続的に起きたが、次第に弱まる。家屋・農地が埋まった村では餓死者多数	宝永(妙イ)噴火

第3節 富士山における噴火の特徴

- ・これまでに分かっている“新富士火山”の噴火の主な特徴は、次のとおり。
 - (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びそれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
 - (2) 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
 - (3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2,200年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
 - (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも781年以降10回の噴火が確認されている。

第4節 国・都等による検討状況

・平成12年～10月から12月まで及び翌年4月から5月までには富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が観測され、改めて富士山が活火山であることが認識された。仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じる恐れがあるため、平成13年7月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（後に都も参加）され、火山防防災対策の確立のため、平成16年6月に「富士山ハザードマップ」が作成された。

・ハザードマップの作成においては、過去3,200年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流等の各現象について、数値シミュレーション等により到達範囲等が求められた。

・富士山の噴火に伴う被害として想定されるものには、次のようなものがある。

火山活動に起因する現象	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震(地殻変動)、津波、空振及び火山ガス
火山活動に起因しない現象	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ及び落石

・平成16年6月には、同協議会において、同ハザードマップを基に、国、関係する県及び市町村が役割分担を明確にした上で互いに協働して行う広域的な防災対策、並びに富士山が日本でも有数の観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成17年7月の「富士山火山広域防災対策」として取りまとめられ、中央防災会議に報告された。

・その後、具体的な避難計画の検討のため、平成24年6月に山梨県・静岡県・神奈川県及び3県内の関係市町村並びに関係機関の連携を確立し、平時から富士山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、「富士山火山防災対策協議会」が設置され、「富士山火山広域避難計画」が策定されている。都は、平成30年に東京都地域防災計画火山編を改定している。

・令和2年4月には、中央防災会議により「大規模噴火時の広域降灰対策－首都圏における降灰の影響と対策－～富士山噴火をモデルケースに～」についての報告がなされ、令和3年3月には、17年ぶりに「富士山噴火ハザードマップ」が改定された。

第2章 噴火による被害想定

- ・本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。
- ・区は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流や火砕流等の被害を受けることなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。
- ・なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等様々な条件によって変化する。
- ・噴火の規模及び概要は下表のとおり。

第1節 被害想定

区分	内容	
噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続時間	16日間
	時期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	荒川区2～10cm程度 八王子市及び町田市の一部10cm程度、その他の地域2～10cm程度	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

参考：「東京都地域防災計画 火山編平成30年修正」

第2節 降灰予想図（降灰の影響が及ぶ可能性の高い範囲）



(「富士山火山広域防災対策基本方針」より引用)

第3節 降灰による主な影響

区分	主な影響
鉄道	微量の降灰で地上路線の運行が停止する。大部分が地下の路線でも、地上路線の運行停止による需要増加や、車両・作業員の不足等により運行停止や輸送力低下が発する。また、停電エリアでは地上路線、地下路線ともに運行が停止する。
道路	乾燥時 10cm 以上、降雨時 3 cm 以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や、鉄道停止に伴う交通量増等による、速度低下や渋滞が発生する。
物資	一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。道路の交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。
人の移動	鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、海路の移動についても制限が生じる。
電力	降雨時 0.3cm 以上で碍子（がいし）の絶縁低下による停電が発生する。数 cm 以上で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保しきれない場合は停電に至る。
通信	噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると通信が阻害される。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生する。
上水道	原水の質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、又は断水となる。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。
下水道	降雨時、下水管路（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。
建物	降雨時 30cm 以上の堆積厚で木造家屋が降灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると損壊するものが発生する。5 cm 以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。
健康被害	大量の降灰にさらされた場合、健康被害が生じることがある。 ○目への影響 目の炎症は、火山灰による健康影響の典型的なもので、降灰のかけらによって、目に痛みを伴う引っかき傷（角膜剥離）や結膜炎が生じる。コンタクトレンズを着用している人は、特にこの問題を認識しておく必要がある。角膜剥離を予防するため、降灰時にはコンタクトレンズを外しておくことを推奨する。 ○呼吸器系への影響 大量の降灰にさらされると、健康な人でも、せきの増加や炎症等を伴う胸の不快感を感じる。一般的な急性（短期間）の症状は、鼻の炎症と鼻水。のどの炎

区分	主な影響
	症と痛み。乾いたせき。息苦しくなる。特に喘息や気管支炎等慢性の肺疾患がある方や重篤な心疾患がある方は、症状が悪化する場合がある。 ○皮膚への影響 まれに、降灰が皮膚に触れることで皮膚の痛みや腫れ。引っかき傷からの二次感染が起こる場合がある。

参考：大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ「大規模噴火時の広域降灰対策について―首都圏における降灰の影響と対策―～富士山噴火をモデルケースに～」（令和2年4月 中央防災会議）

第3章 予防対策

第1節 防災知識の普及

- ・区内に一度降灰があると、大きな混乱が予想される。このため、火山活動に常時対応できるよう、区及び防災機関は、防災知識の周知徹底を図り災害時に応急活動が円滑に行えるよう努める。

第2節 火山降灰対策用物資の備蓄

- ・火山降灰対策用として、区では降灰対処のための物資の備蓄を、計画的に整備していく。

第3節 地域における相互支援ネットワークづくりへの支援

- ・降灰被害時の助け合いを推進するために、住民、町会、自治会、防災区民組織、企業、学校文化活動グループ、ボランティア等の地域で活動している様々な団体等が連携し協力することが必要であり、地域で相互に支援しあうネットワークの育成の促進について、情報提供等の必要な施策を講じていく。

第4節 住民等の防災行動力の向上

- ・住民、町会・自治会・防災区民組織、事業所に対して、下記の事項について普及啓発していくとともに、行政、事業所、住民、ボランティア団体等との相互連携及び相互支援を強め、災害時に助け合う地域連携の確立に協力する。

- (1) 日ごろから報道機関、都、区を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報や降灰予報等を理解しておく。
- (2) 降灰時の屋内退避に備え、マスクやゴーグル等を用意しておくとともに、震災時と同様に水、食料等の非常持出用品（いずれも7日分以上を推奨）を備蓄しておく。
- (3) 降灰を屋内、特に電子機器やコンピュータに浸入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- (4) 降灰が心配される場合は、区又は都・国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報を確認する。
- (5) 町会、自治会等が行う地域の相互協力体制の構築に協力する。
- (6) 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、側溝や河川に捨てないとともに、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行う。
- (7) 防災区民組織等による、降灰被害に関する知識の普及、地域内の降灰による危険箇所を点検及び把握し、地域住民に周知、地域内の企業及び事業所、行政との連携体制及び協力体制の整備
- (8) 事業所は、噴火から区への降灰までには一定の時間的猶予があることから、交通機関等に影響が及ぶ前に従業員等を早期帰宅させる。

また、社屋内外の安全確保、防災資機材、食料等の備蓄等、従業員及び来客の安全確保に努める。

また、事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定や早期復旧につながる。そのため防災計画、事業継続計画、非常用マニュアル等の整備等、事業活動の中断を最小限に留めるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検及び見直しの実施に努める。

また、事業所の持つ資源及び特性を生かして、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティア、防災区民組織等との協力等、地域社会の安全性の向上に努める。

また、降灰被害を想定した自衛組織の活動能力の充実及び強化を図る。

第4章 降灰対策

区内の広範囲に降灰が発生し、又は発生のある恐れがある場合における応急対策について、必要な事項を定める。

第1節 災害対策本部の設置

・区内に広域的な降灰が発生し、又は発生のある恐れがある場合、防災機関、都等の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、必要がある場合は災害対策本部を設置する。

第2節 噴火・降灰情報の収集等【区民生活部】

(1) 噴火警報等

- ・平成19年12月に気象業務法が改正され、5段階の噴火警戒レベルが導入された。これにより、これまで防災上の注意事項であった火山観測情報、臨時火山情報及び緊急火山情報に代わって、法律上の警報にあたる噴火警報が発表されることとなった。
- ・また、令和3年12月16日から、噴火警戒レベル4のキーワードが「避難準備」から「高齢者等避難」に変更された。
- ・噴火警戒レベルは次のとおり。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況	住民等の行動
特別 警 報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法等を判断)
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)
警 報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警戒	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発	通常の生活(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への

				生、あるいは発生すると予想される)。	参加等)
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	

(2) 降灰予報

・気象庁は、平成20年より降灰予報の発表を開始し、平成27年3月には量の予測を含めた詳細な情報を発表することとした。

・気象庁は、次の3種類の降灰予報を発表する。

種類	内容
降灰予報 (定時)	・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表する。 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を発表する。
降灰予報 (速報)	・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・噴火後速やかに(5～10分程度)発表する。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を発表する。 ※噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがある。
降灰予報 (詳細)	・降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表する。 ・噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高等)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。 ・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を発表する。

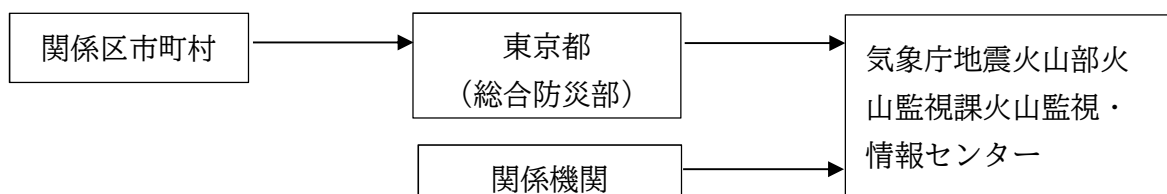
(3) 降灰量階級表

名称	表現例			影響と取るべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる。	視界不良となる。	<u>外出を控える。</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が始める。	<u>運転を控える。</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止の恐れがある。
やや多量	0.1mm ≦ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい。	明らかに降っている。	<u>マスク等で防護。</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化の恐れがある。	<u>徐行運転する。</u> 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある。道路の白線が見えなくなる恐れがある（およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業を開始）。	稲等の農作物が収穫できなくなったり※、鉄道のポイント故障等により運転見合わせの恐れがある。
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる。	降っているのがようやくわかる。	<u>窓を閉める。</u> 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う。	<u>フロントガラスの除灰。</u> 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となる恐れがある。	航空機の運航不可※

※富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による想定

(4) 降灰情報の集約

・都内の降灰状況は、次の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターに集約される。



- ・降灰調査項目は、次のとおり。

- ①降灰の有無・堆積の状況
- ②時刻及び降灰の強さ
- ③構成粒子の大きさ
- ④構成粒子の種類、特徴等
- ⑤堆積物の採取
- ⑥写真撮影
- ⑦降灰量及び降灰の厚さ(可能な場合)

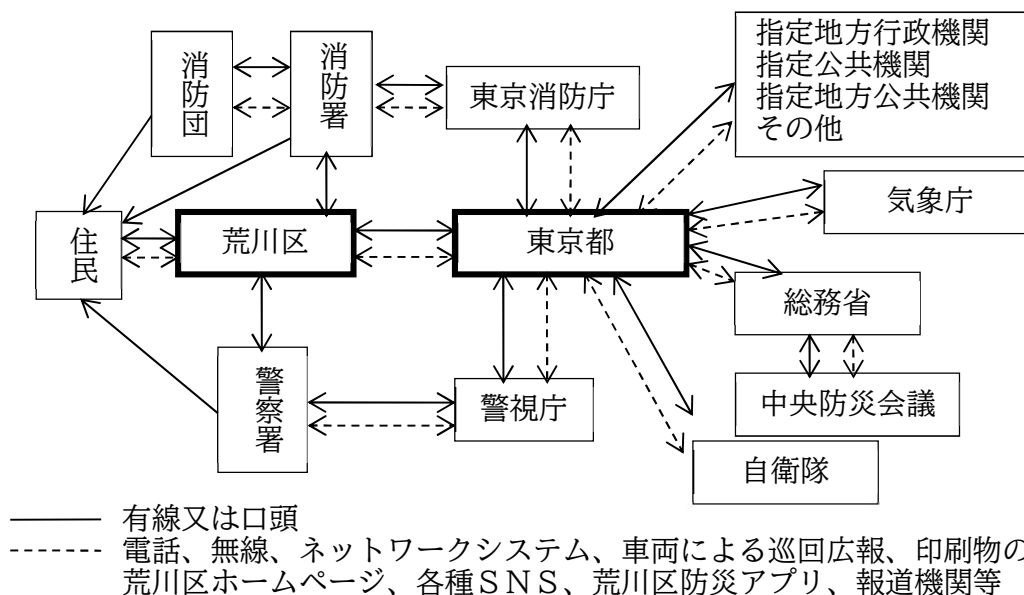
- ・降灰の強さ(火山観測指針 気象庁(1999)を一部改変)

階級	解説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確に分かり、10～20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

(5) 降灰情報の伝達

- ・区は、降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、防災区民組織等に通報するとともに、警察署等の協力を得て区民に周知する。

- ・富士山噴火降灰対策における情報連絡の流れは、次のとおりである。



第3節 区民への周知【区政広報部、警察、消防】

- ・区・警察・消防は、降灰予報等により区に降灰の恐れがある場合は、災害に関する情報を収集及び分析し、関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、積極的な広報活動を実施する。

- (1) 降灰による健康被害防止
- (2) 噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供

(3) その他必要な事項

ア 区

報道機関の活用をはじめ、防災行政無線、車両による巡回広報、印刷物の配布、ホームページ、各種SNS、荒川区防災アプリを活用して降灰の予想、外出、健康被害防止等への注意喚起について区民に周知する。

イ 警察署・消防署

火山活動に関する重要な情報について、気象庁、都本部、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区民に周知する。

第4節 ライフライン【ライフライン機関】

- ・ライフライン機関は、それぞれの活動体制を確立し、機能の維持のため応急対策活動を実施する。
- ・降灰により、ライフライン施設が被害を受けた場合、管理者は速やかに被害を調査し、関係機関に被害状況や復旧見込みを周知するとともに、速やかに復旧を図る。

第5節 宅地の降灰対策

- ・火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び区民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。
- ・このため、降灰によって被害が生じた場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。
- ・宅地に降った火山灰は、所有又管理者が対応することが原則である。しかし、一般の住民では対応が困難な対策については、区が対応する。また、各関係機関は平時からの緊密な情報交換に基づき必要な対策を行う。
- ・除灰作業に当たっては、道路の側溝等の詰まりを防ぐため、火山灰を側溝等に流さないよう留意する。
- ・各機関の対応は、次のとおりである。

各機関	内容
区 ・ 区民生活部 ・ 防災都市づくり部	宅地の降灰については、次の対策を行う。 ・ 降灰予報やその他火山情報の把握 ・ 宅地の降灰運搬 ・ 収集した降灰の処分 ・ 測定機器の設置・測定 ・ 被害額の算定・報告
都 都市整備局	降灰予報やその他火山情報の把握や測定機器の設置、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況や被害額等の報告・進達を行う。
国土交通省 都市・地域整備局	都及び区市町村からの降灰による宅地、公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。

- ・都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。解説資料は、都、区市町村及び防災関係

機関に伝達される。

第6節 火山灰の収集及び処分【区民生活部、防災都市づくり部、環境清掃部】

(1) 火山灰の収集・運搬

- ア 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとする。
- イ 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。
- ウ 宅地等に降った火山灰の運搬については、区が行うものとする。
- エ 宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬については、施設管理者が行うものとする。

(2) 火山灰の除却・処分

- ・除去した火山灰を、一時的に保管する仮置き場や最終処分場所については、特別区や都と連携し候補地を選定する。
- ・都は、都内で処分場の確保ができない場合に備え、広域的な処分を検討するとともに、国に火山灰の除去・処分方法の明確な指針を示すことや、広域的な処分方法の具体化及び具体的な対策の検討を行うことについて要望していくことから、区はこれによって定まった方針に従うものとする。

※ その他

- ・区は、降灰の被害状況に対応して、避難、応急医療救護等、必要な対策を実施する。対策の詳細は震災編を準用する。